

夜間学校

西成区教之樂屋2-5-23
釜崎解放会館内釜日労争議組
632-4273

釜崎夜間学校

在日朝鮮・韓国人の
指紋押なつ拒否断固支持！
定住外国人に市民権を！！

みんなでつくろう
みんなの会館
三人よれば何とかの知恵

今日夜7じり
市民館3階
毎週金曜日

久しぶりにやりました

我々にとって

労働組合とは何か

釜ヶ崎には今、三つの労働組合がある。釜ヶ崎日雇労働組合、全港湾建設支部西成分会、釜ヶ崎地域合同労働組合の三つだ。

しかし、釜ヶ崎日雇労働者二万人といわれているが、各組合の実際の組合員はそれぞれ百名をこえていないというさびしい状態だ。もちろん、いざ闘争とな

れば組合員だけでなく多くの仲間が参加するので、さびしいという事はないのだ。

それにしても、もっと各組合に参加する、加入する仲間がいてほしいのではな

か、何を目的としているのか、どのように運営されているのか、などの点がよく知らされていず、シキイが高い、ということもあるかも知れない。

労働組合法にみる労働者

先ず、労働組合法とは何か。第一条(目的)この法律は、労働者が使用者との交渉に

織、労働組合について、勉強していきなさいと思う。労働組合について勉強するにあたって、歴史、労働組合運動の歴史から始めるのではなく、法律からはじめることにする。

労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために、自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護

するに

並びに使用者と労働者との関係
を規制する労働協約を締結する
ための団体交渉をするに
及びその手続きを助成すること
を目的とする。

又、刑法第三十五条の規定は、
労働組合の団体交渉その他の行
為であつて

前項に掲げる目的を達成するた
めにした正当なものについて適
用があるものとする。

但し、いかなる場合においても、
暴力の行使は、労働組合の正当
な行為と解釈されてはならない。

刑法 第三十五条（法令による

行為・正当業務行為）

法令 又は 正当の業務に因

り 為したる行為は 之を罰せ

ず

ママ、よびするに、日本のた

くさんある法律の中に、労働者

の団結を擁護し、団体交渉を助

成する法律がある。ということ

団結し、交渉し、地位を向上

させなさい、といつている。

そのためには、多少の混乱が

あつても、目をつぶろう、とい

うことまで決めてある。

（法律はあるが、それはそれ

だけのことで、実際に法律が交

かあるものとなるためには、労

働者一人一人が体を動かさなけ

ればならないことは、あらため

ていうまでもないだろう。）

第二条この法律で「労働組合」

とは、

労働者が主体となつて

自主的に

労働条件の維持改善 その他経

済的地位向上を図ることを主

たる目的として 組織する団体

又はその連合団体をいう。

（但し以下略）

あたりまえの二ことがあたりま

えに書かれている。

経営者はもうけることばかり

に目がいつて、労働者のことな

と考えるわけがないのだから、

働く者の利益は働く者が、自分

達で要求し、拡充していくしか

ない。

（そもそも、今の日本には、労

働組合でありながら、経営者の

意向ばかりうかがうもの、ある

いは経営者ベツタリのダラシナ

イ幹部、ダラシナを頭にいただ

ている組合が多い。）

さて、釜ヶ崎にある三つの労

働組合は、労働者が主体となつ

て、自主的に組織している団体

だろうか。

あらかじめ言っておくこと、三

つの労働組合の目的（労働条件

の維持改善その他経済的地位向

上を図ることなど）をうたがう、

とか点検してみよう、と言っ

ているわけではない。それぞ

れに釜ヶ崎の労働者の為にか

ンバッテいると思つ。

今回、みんなで考えてみた

いは、労働者が主体となつ

て自主的に組織している団体

とはどのようなものか、釜ヶ

崎において、どうすればその

ような団体が確立されるのか、

ということだ。

釜ヶ崎二万人の日雇労働者

のうち、すくなくとも半分以

上が組合員とならなければ、

釜において労働組合が確立さ

れた、とは考えられない。

今ある少数の労働者が主体

となつて自主的に組織してい

る組合が、多数の労働者が主

体となつて自主的に組織して

いる組合へと生まれかわらな

ければならないと思つ。